

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年7月1日

火 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年7月1日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第51号

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則

富山県生活保護法施行規則（昭和58年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「省令第2条第1項」を「法第24条第1項」に、「保護の開始についての書面」を「申請書」に改め、同条第2項中「省令第2条第1項の規定による保護の変更についての書面」を「法第24条第9項において準用する法第24条第1項に規定する申請書」に改め、同条第3項中「第2条第3項」を「第1条第5項」に、「書面」を「申請書」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第2条第4項」を「第1条第6項」に、「書面」を「書類」に改め、同項第3号中「資産及び収入状況調査の」を削る。

第5条第1項中「第24条第1項（同条第5項）を「第24条第3項（同条第9項）に改め、同条第3項中「第77条第1項」の次に「の規定による費用」を加え、「第78条」を「法第78条第1項から第3項まで」に、「費用の」を「徴収金（以下「費用等」という。）の」に、「費用徴収決定通知書」を「費用等徴収決定通知書」に改める。

第6条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第7条の見出し中「扶養照会書」を「扶養照会書等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第24条第8項の規定による通知は、扶養義務者への通知書（様式第28号）によるものとする。

第8条中「書面」を「入所依頼書（様式第29号）」に改める。

第9条中「（様式第28号）」を「（様式第30号）」に改める。

第10条中「（様式第29号）」を「（様式第31号）」に改める。

第11条中「（様式第30号）」を「（様式第32号）」に改める。

第12条中「（様式第31号）」を「（様式第33号）」に改める。

第13条第1項中「（様式第32号）」を「（様式第34号）」に改め、同条第2項中「（様式第33号）」を「（様式第35号）」に改める。

第14条中「（様式第34号）」を「（様式第36号）」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第15条 省令第18条の4第1項の規定による申請書は、就労自立給付金申請書（様式第37号）によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第16条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（様式第38号）によるものとする。

（徴収金納入申出書）

第17条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労自立給付金から法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第39号）によるものとする。

様式第12号中「資産及び収入状況調査の」を削り、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

様式第13号中「資産及び収入状況調査の」を削り、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

様式第15号及び様式第16号中「第85条」を「第85条第1項」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第4条関係）

同意書

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴厚生センターが官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴厚生センターの調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- (3) 健康状態
- (4) 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- (5) 支出の状況

保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限ります。

年 月 日

厚生センター所長 殿

住所

氏名

印

様式第23号の2中「費用徴収決定通知書」を「費用等徴収決定通知書」に、「(第78条)」を「(第78条第1項(第2項、第3項))」に、「費用の徴収」を「費用等の徴収」に、「費用徴収金額」を「費用等徴収金額」に、「費用徴収決定理由」を「費用等徴収決定理由」に、「(抜すい)」を「(抜粋)」に、

「3 略

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」

「第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほかに、その返還させるべき額に 100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 略

改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第6条関係）

検診命令書

第 号
年 月 日

検診を受ける者の

住所

氏名 殿

厚生センター所長 印

保護の決定及び実施に必要がありますので、下記のとおり検診を受けられるよう生活保護法第28条第1項の規定により命じます。

記

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を行う医療機関の名称、所在地及び担当医師の氏名

- (注)
- 1 検診を受けるときはこの書類を持参してください。
 - 2 この検診命令に従わないと生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
 - 3 この検診命令について疑問がある場合には、厚生センターに相談してください。

(参考) 生活保護法（抜粋）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に

対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 略

5 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

様式第34号を様式第36号とし、様式第33号を様式第35号とし、様式第32号を様式第34号とし、様式第31号を様式第33号とし、様式第30号中

「11 経理方針及び最近2箇年間に於ける決算書」を

「11 経理方針及び最近2箇年間に於ける決算書

12 その他必要な書類」に改め、同様式を様式第32号と

し、様式第29号を様式第31号とし、様式第28号を様式第30号とし、様式第27号の次に次の2様式を加える。

様式第28号（第7条関係）

扶養義務者への通知書

第 号
年 月 日

殿

厚生センター所長 団

あなたの（続柄）に当たる（要保護者の氏名）さんに対して生活保護法による保護の開始を決定しますので生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏名	
保護の開始の申請があつた日	

(参考)

1 生活保護法（抜粋）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 略

2～7 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9、10 略

2 民法（抜粋）

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

（注） 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当厚生センターにおいて、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第29号（第8条関係）

入所依頼書

第 号
年 月 日

殿

厚生センター所長 印

下記のとおり入所を依頼します。

記

フリガナ 氏名	性別	男・女	年 月 日生	
住所					
本籍					
入所を必要とする理由					
保護の開始年月日及び種類	年 月 日				
最終学歴			特殊技能		
現に治療中の疾病	有・無	病名	初診年月日 年 月 日		
障害者手帳の交付	有・無	種類・番号			
年金、恩給等の受給	有・無	種類	金額	年 円	
医療保険	有・無	種類、記号、番号、被保険者氏名			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条の適用	有・無	支給認定の有効期間			
親族等の状況	氏名	続柄	住所	同・別居	摘要

添付書類

- 1 入所依頼直前の健康診断書

- 2 入所依頼までの生活歴の概要
- 3 戸籍謄本

様式第36号の次に次の3様式を加える。

様式第37号（第15条関係）

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

厚生センター所長 殿

申請者 住所

氏名

印

(注) 就労状況が確認できる書類を添付してください。

様式第38号（第16条関係）

就労自立給付金決定通知書

第 号
年 月 日

殿

厚生センター所長 閣

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第39号（第17条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等（保護金品（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴厚生センターと協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて納入に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額納入しなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

厚生センター所長 殿

住所

氏名

印

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月円を年 月 日付け費用等徴収決定通知書による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県生活保護法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(厚生企画課)
